

ワンストップ特例制度を利用される方へ

1、ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行った方のうち一定の要件を満たす方が、寄附先自治体に対し申請を行うことで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができる仕組みです。

2、ワンストップ特例制度を利用できる方

確定申告を行う必要がない方

※年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な方は、確定申告で寄附金控除を申請してください。

1年間の寄附先が5自治体以内の方

※1つの自治体に複数回寄付をしても1カウントになります。

3、ワンストップ特例制度を利用するには

(1) 提出する書類【必要事項を記入し、以下3点を下記の送付先までご返送ください。】

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※単身赴任などで住民票の住所と異なる自治体にお住まいで、かつ、赴任先の市区町村で住民税が課税されている場合は、現住所を記入し、その旨を空いたスペースに記載してください。（例：「住民税は●●市で課税されているので、●●市に通知してください」など）

個人番号確認の書類(①)

身元確認の書類(②)

※申請書の提出後に、住所や氏名などに変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

(2) 提出期限 寄附をした翌年の1月10日(必着)

※申請書及び添付書類の確認後、受付書を順次発送いたします。受付書は申請書を受け付けた証になりますので、大切に保管してください。

4、申告特例申請書と一緒に、本人確認書類 ①個人番号確認の書類と②身元確認の書類をご返送ください。

	①個人番号確認の書類	②身元確認の書類	
「個人番号カード」を持っている人	個人番号カード(うら面)のコピー	個人番号カード(おもて面)のコピー	
「通知カード」を持っている人	通知カードのコピー	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳	以下いずれか2点のコピー ・健康保険の被保険者証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療証 ・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 など
「個人番号カード」「通知カード」のどちらもない人	個人番号が記載された住民票のコピー		

※うら面に変更内容の記載がある場合はうら面のコピーも必要です。

※個人番号、写真、住所、氏名、生年月日などが鮮明に写ったものをご準備ください。

※有効期限内(期限のないものは発効日から6ヶ月以内)のものに限ります。

5、送付先および問い合わせ先

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市総合政策課 宛

電話 0867-72-6114 / FAX 0867-72-6181 / メール s-seisaku@city.niimi.lg.jp

★ ご注意ください ★

申請書に記載された住所を元に、税額控除の手続きのための特例通知を新見市から市区町村へ送付しますので、本人確認書類が添付されていない場合や、新見市へお知らせいただいた情報と本人確認書類の内容が異なっている場合には、ワンストップ特例制度をご利用いただけません。